

保存版

令和7年

保護者の皆様

京都市立朱雀第三小学校
校長 畠澤 啓太郎

弾道ミサイル発射に対する非常措置について

本校においては、教育活動における児童・生徒の安全確保に取り組んでいるところです。教育委員会から、弾道ミサイル発射に係り、全国瞬時警報システム（Jアラート）を通じて京都府に緊急情報が発信された場合の対応が示されていますので、本校においても下記のような措置を取ります。つきましては、携帯電話へのエリアメール・緊急速報メール（以下、「緊急速報メール等」）、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意いただくとともに、Jアラートから緊急情報が発信された場合は、学校と連絡が取れるよう御配慮お願いします。

記

1 登校前に発信された場合

登校前に以下の情報が発信された場合は、**自宅待機**とします。自宅待機及び解除の基準は以下の①～③の通りとします。

① 日本の領土・領海に落下する可能性があると判断した場合

発信内容		自宅待機及び解除の対応
第1報	ミサイル発射情報・避難呼びかけ	自宅待機
第2報	直ちに避難することの呼びかけ	自宅待機を継続
第3報	落下推定情報（ <u>近畿圏への落下の場合</u> ）	自宅待機を継続
	落下推定情報（ <u>近畿圏以外への落下の場合</u> ）	自宅待機を解除し、随時登校等
第4報以降	その後の状況の伝達	（近畿圏への落下の場合） 対応については、教育委員会から学校を通じて連絡

② 日本の領土・領海の上空を通過した場合

発信内容		自宅待機及び解除の対応
第1報	ミサイル発射情報・避難呼びかけ	自宅待機
第2報	通過情報	自宅待機を解除し、随時登校等

③ 日本の領海外の海域に落下が確認された場合

発信内容		自宅待機及び解除の対応
第1報	ミサイル発射情報・避難呼びかけ	自宅待機
第2報	落下推定情報（日本の領海外の海域に落下）	自宅待機を解除し、随時登校等

2 在校中に発信された場合

- (1) 在校中に発信された場合は、校内で避難行動を取ったうえ、避難の必要がなくなれば、教育活動を再開します。
- (2) 在学中に日本の領土・領海に近畿圏以外へ落下した場合は、校内で避難行動を取ったうえ、避難の必要がなくなれば、通常授業を再開します。
- (3) 在学中に日本の領土・領海に近畿圏へ落下した場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くこととします。その後、安全が確認され次第、下校させます。

3 登下校中の避難行動

- (1) ミサイルが発射された場合

周りの大人等から情報を聞いた場合など、付近の建物等に避難、周囲の状況を見て着弾の有無を判断し、各自が避難行動を取るように子どもたちに伝えてください。

- ・ 近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。
- ・ 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せてランドセル等で頭部を守る。

- (2) 通過又は領海外の海域に落下が確認された場合

登下校を再開するよう伝えてください。

- (3) 日本の領土・領海内に着弾した場合（近畿圏以外に着弾）

登下校を再開するよう伝えてください。

- (4) 日本の領土・領海内に着弾した場合（近畿圏だが、京都府外などごく近くでない地域に着弾）

登下校を再開するよう伝えてください。

- (5) 日本の領土・領海内に着弾した場合（ごく近くの地域に着弾）

以下の行動をとるよう伝えてください。

- ・ 屋外にいる場合は口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い頑丈な屋内の部屋または風上に避難してください。建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せてランドセル等で頭部を守ってください。
- ・ 屋内に避難した場合は、安全が確認できるまでその場で待機してください。

4 ご協力依頼

各ご家庭で通学路を確認いただき、避難できる場所（こども110番のいえ等）などを確認してください。また、地域の皆様の見守り、避難誘導等にご協力を願います。